

# 確認しよう! 2つの給付金



**申請受付期間 7月14日(月)から平成27年1月14日(水)**

4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。対象となる可能性のある方へ申請書をお送りしますので、お早めに手続きをお願いします。

## 臨時福祉給付金 支給要件

- 支給対象者** 平成26年度の住民税(特別区民税(均等割))が課税されていない方  
※住民税が課税されている方の被扶養者や生活保護受給者などは対象にはなりません。
- 支給額(1回限りの支給)** 1人につき10,000円。下記の方は1人につき5,000円を加算します。

### 加算対象者例

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(平成26年1月分の手当等を受給している方)

### ○住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

給与収入のみの場合

扶養親族等の数	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	100万円
1人	156万円
2人	205.7万円
3人	255.7万円

公的年金のみの場合

扶養親族等の数	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身 65歳以上	155万円
単身 65歳未満	105万円
1人 65歳以上	211万円
1人 65歳未満	171.3万円

## 子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

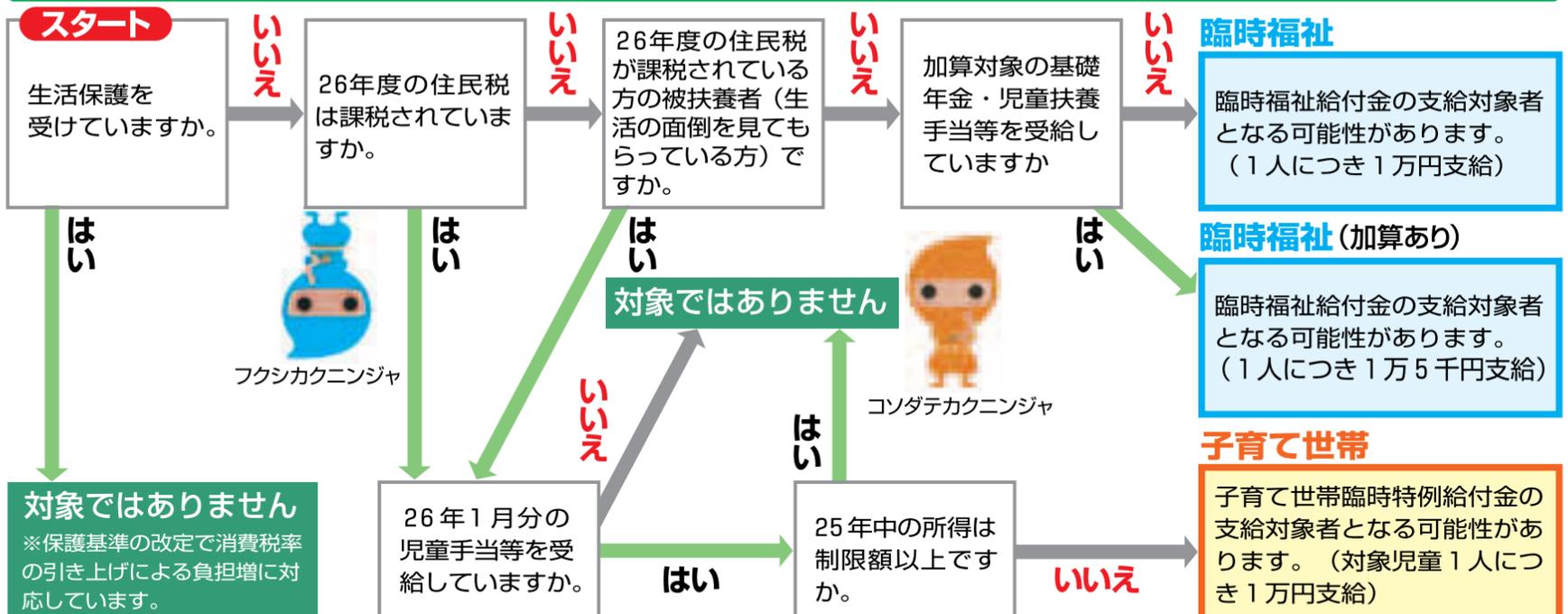
- 支給対象者** 次のすべてに当てはまる方
  - 平成26年1月分の児童手当を受給している
  - 平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満(右表)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額目安(給与収入ベース)
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円

- 対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童  
※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護を受給している児童は対象にはなりません。
- 公務員の方** 勤務先で申請書を交付※区からは申請書をお送りしません。  
勤務先から児童手当の支給を受けている公務員の方は、勤務先から交付される所定の申請書と受給証明書等の必要書類を添付して、区に申請してください。
- 支給額(1回限りの支給)** 対象児童1人につき10,000円

## 対象者診断チャート ※一般的な場合を想定しています。

基準日は平成26年1月1日です。基準日時点で江東区に住民票がない方は、住民票のある区市町村へお問い合わせください。



# 申請方法 ※受給には申請が必要です

**1 申請書の送付** **7/14(月)送付** **7月14日(月)から対象となる可能性のある方へ送付**  
 給付金の受給には申請が必要です。※申請書が届いても対象外となる場合や、対象の方でも申請書が届かない場合がありますので、受給の要件は、区や厚生労働省ホームページやコールセンター等でご確認ください。※臨時福祉給付金の申請書等は住民税のお知らせと一緒に送付しています。

**2 申請書を記入** **お知らせを参考に**  
 申請書に必要事項等を漏れなく記入してください。記入方法は申請書と一緒に同封されている「臨時福祉給付金(または子育て世帯臨時特例給付金)のお知らせ」を参考にしてください。

**3 申請書を提出** **申請書の提出はお早めに**  
 申請書の記入後、必要書類を添付し、同封の返信用封筒に入れて申請期間内に江東区2つの給付金事務センターへ郵送してください。  
 [申請期間] **7月14日(月)から平成27年1月14日(水)**です。  
 期間内に提出がない場合は、給付金の受給ができなくなります。

**4 給付金の振込** **口座振込は8月開始**  
 [臨時福祉給付金] 8月下旬開始 ※申請から振り込みまで1~2か月程度  
 [子育て世帯臨時特例給付金] 申請した月の翌月または翌々月の12日前後  
 ※通常の期間より審査に時間がかかる方もいますのであらかじめご了承ください。  
 ※給付金の決定等は区から書面でお知らせします。

**ご注意** 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだお済みでない方は、9月30日(火)までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

## Q&A よくある質問

**Q** 自分が住民税が課税されているかどうかは、どうすれば分かりますか？

**A** 次の場合などは課税されています。  
 ○ご自身の給与明細書の「住民税」の項目に税額が記載されている場合  
 ○介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている場合

**Q** 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に江東区へ引っ越してきた場合の給付金の受取はどうなりますか？

**A** 今回の2つの給付金は基準日(平成26年1月1日)時点で住民票がある区市町村から支給されます。具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの区市町村にお問い合わせください。

**Q** 基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

**A** 基準日(平成26年1月1日)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象とはなりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も給付金の対象にはなりません。

## 申請方法に関するお問い合わせ

(申請先は平成26年1月1日時点で住民票がある区市町村です)

**江東区2つの給付金事務センター**  
**[コールセンター] ☎ 3647-4596**



**[相談窓口]** 江東区文化センター2階(東陽4-11-3)

午前9時~午後5時15分

※7月14日(月)~9月30日(火)までは土・日曜、祝日含め無休。10月1日(水)以降は平日のみ

※**申請書は郵送で提出してください。**

※区役所・文化センターへお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。区役所の駐車場をご利用になる場合は、相談窓口で駐車券の利用承認を受けると無料でご利用できます。文化センター駐車場のご利用は有料となり、文化センター休館日(第2・4月曜)はご利用ができません。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
**振り込め詐欺、や個人情報の詐欺、にご注意ください。**